最終更新日：2018年12月25日

株式会社 CIJ
代表取締役社長 坂元　昭彦
問合せ先：045-324-0111
証券コード：4826
http://www.cij.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスの実現を経営の最重要課題のひとつと捉え、継続的に取り組んでおります。
このため、株主をはじめとするさまざまなステークホルダーの利益を考慮した上で、透明性・公平性の高い経営に努めるとともに、当社に関する情報を迅速かつ適正に開示し、株主との建設的な対話を行います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2－4】（株主総会招集通知の英訳）
当社は現在、海外投資家比率が比較的低いため、コスト等を勘案し招集通知の英訳を採用しておりません。今後、海外投資家比率が20%に達した場合は招集通知の英訳を実施いたします。

【補充原則4－1－3】（最高経営責任者等の後継者の計画）
当社の取締役会は、現在、最高経営責任者等の後継者計画についての具体的な監督は行っておりません。後継者については、代表取締役社長が他の取締役の助言を受けて、人格・見識・実績を勘案した上で十分な時間と資源をかけて候補者を選定及び育成し、社外役員とも十分に協議の上、最も相応しい人物を取締役会で選任しております。

【補充原則4－10－1】（独立した諮問委員会の設置）
当社は監査役会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達しておりません。また、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会を設置しておりません。ただし、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討については、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ております。

【原則4－11】（取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件）
当社の取締役は、現時点で全員が日本人の男性であるものの、ジェンダーや国際性の面における多様性の確保について引き続き検討してまいります。また、当社の監査役には、財務・会計に関する専門的な資格を有する者はおりませんが、監査役は、常に財務・会計に関する知見の習得・研鑽に励むと共に、監査役会が財務・会計に関する知識や意見を必要とする場合には、いつでも当該専門家に依頼できる体制としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4】（政策保有株式）
（1）政策保有株式の保有方針
当社は、上場株式を新規に政策保有する場合、もしくは既に政策保有している場合については、事業戦略、取引関係などを総合的に勘案し、中長期的な観点から当社グループの企業価値の向上に資することを確認した上で新規保有、継続保有、縮減を判断しております。
（2）政策保有株式の保有適否の検証
当社は毎年、保有株式ごとに保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を精査しております。
（3）政策保有株式の議決権行使基準
当社は、中長期的な視点で企業価値向上につながるか、または当社の株式保有の意義が損なわれないかを当社の判断基準とし、この基準に沿った対応を行っております。

【原則1－7】（関連当事者間の取引）
当社は、当社役員、当社役員が実質的に支配する法人との取引を行う場合は、取締役会にて承認することとし、その旨を取締役会規程に定めております。主要株主等との取引については決裁権限規程に基づき通常の取引と同様の決裁を行うこととしております。また、これら関連当事者間の取引の状況については定期的に取締役会に報告することで監視を行うこととし、その旨を取締役会規程に定めております。なお、現時点において主要株主はおりません。

【原則2－6】（企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮）
当社は、企業年金制度を設けておりません。

【原則3－1】（情報開示の充実）
（1）会社の経営理念、経営戦略
当社の経営理念については、当社ホームページにて開示しております。
（http://www.cij.co.jp/company/greeting/index.html）
また、当社の経営戦略（経営施策）、経営計画については、決算説明会資料等にて開示しております。
（http://www.cij.co.jp/ir/material/presentation.html）
（2）コーポレートガバナンスの基本方針
本報告書の「1．1．基本的な考え方」をご参照ください。
（3）取締役の報酬決定方針と手続

経営陣幹部（取締役）の報酬等は、月額報酬と賞与から構成され、月額報酬は役位ごとの役割の大きさや責任範囲に基づき支給することとし、賞与は当期の会社業績等を勘案し支給することとしております。
手続きについては、代表取締役が独立社外取締役に対して報酬決定の方針の説明を行い、適切な助言を得た上で、株主総会で決議された額の範囲内で、取締役会にて決議することとしております。

（4）経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名に関する方針と手続
経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっては、当社の経営陣幹部、取締役・監査役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物であるかを吟味しております。手続きにおいては、経営陣幹部の選解任については取締役会にて決議し、取締役・監査役候補の指名については、代表取締役が独立社外取締役に対して説明を行い、適切な助言を得た上で、取締役会にて決議し、株主総会に付議することとしております。
なお、監査役候補については、監査役会の同意を得て指名しております。

（5）個々の経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の説明
当社は、経営陣幹部の個々の選解任について、当社ホームページや有価証券報告書で開示し、取締役・監査役候補の個々の指名については、同ホームページ、同報告書に加え、定時株主総会の招集通知（参考書類）において開示しております。

【補充原則４－１－１】（取締役会の役割・責務）
当社は、取締役会で意思決定すべき事項について取締役会規程で定めており、株主総会に関する事項、人事・組織に関する事項、決算に関する事項、株式・社債及び新株予約権に関する事項、会社財産等に関する事項、その他の事項について、会社法等の法令に定める事項及びこれに準ずる重要事項について、取締役会の決議をもって決定することとしております。重要性の度合いに応じて詳細かつ具体的な付議・報告基準を定めております。また、取締役会の決議事項以外の内容については、職務権限、職務分掌等について社内規程により明確化しております。

【原則４－９】（独立社外取締役の独立性判断基準及び資質）
当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則４－１１－１】（取締役会の実効性確保のための前提条件）
当社の取締役会は、定款で定める取締役10名以内、監査役5名以内で構成され、実効性ある議論を行うのに適正な規模、また、各事業に伴う知識、経験、能力等のバランスを配慮し多様性を確保した人員で構成することを、基本的な考え方としております。

【補充原則４－１１－２】（取締役および監査役の兼任状況）
社外取締役及び社外監査役をはじめ、取締役及び監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役及び監査役の業務に振り向けるため、兼職については合理的範囲にとどめております。なお、その兼任の状況は、事業報告に開示しております。

【補充原則４－１１－３】（取締役会の実効性評価結果概要の開示）
当社は、取締役会の機能の継続的な向上により企業価値を高めることを目的として、取締役会の実効性評価について、自己評価・分析を行っております。
平成30年（2018年）6月期におきましては、取締役会の構成員であるすべての取締役・監査役を対象にアンケートを実施いたしました。アンケートは外部機関へ委託し、第三者機関を関与させることで匿名性を確保するとともに、外部からの目による課題認識を行いました。
アンケートの集計結果につきましては2018年8月開催の定時取締役会において報告を行い、取締役会の実効性の現状と課題、及び今後の対応について議論を行いました。
この結果、当社の取締役会においては、構成員が各々の役割を十分に果たしており自由闊達な審議がなされていること、運営が適切に行われており有効に機能していること等から、取締役会全体の実効性が確保されていることを確認いたしました。また、今後に向けて、取締役会の機能の更なる向上、議論の活性化に向けた課題についても共有いたしました。
当社の取締役会においては、この結果を踏まえ課題について積極的な改善を進めるとともに、取締役会の機能を更に高める取組みを継続的に行ってまいります。

【補充原則４－１４－２】（取締役・監査役に対するトレーニングの方針）
当社は、取締役・監査役に当社グループの経営理念、経営方針、事業活動及び組織等に関する理解を深めることを目的に、就任時及びその後も継続的に、これらに関する情報提供を実施しております。
また、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役が、その役割及び責務を果たすために必要とする事業・財務・組織等に関する知識を取得するために必要な機会の提供、あっせん、費用の支援を行っております。

【原則５－１】（株主との建設的な対話に関する方針）
当社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応する方針としております。また、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は以下のとおりです。

（1）株主との対話に関する担当取締役の指定
当社は、経営企画部管掌取締役をIR担当取締役として指定しております。

（2）社内部署の有機的な連携のための方策
IR担当取締役は経理部、経営企画部、総務人事部等のIR活動に関連する部署を統轄し、日常的な部署間の連携を図っております。

（3）個別面談以外の対話の手段の充実に関する取組み
当社は、個別面談以外に以下のとおり株主との対話を実施しております。
・代表取締役社長による決算説明会（年2回）の開催
・全株主に向けた株主通信（年2回）の発行
・株主アンケートの実施及び結果開示と経営への反映

（4）株主の意見・懸念の効果的なフィードバックのための方策
IR担当取締役は面談等の対話結果を必要に応じて取締役会や代表取締役社長をはじめとする経営陣幹部へフィードバックしております。

（5）対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策
当社は、当社のディスクロージャーポリシー及びインサイダー取引防止規程に従い、株主との対話においてインサイダー情報を伝達することはありません。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
CIJ社員持株会	716,341	4.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	579,400	3.46
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	475,200	2.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	427,400	2.55
中野　正三	401,220	2.39
大鹿　正彦	329,252	1.96
東洋証券株式会社	326,304	1.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	319,500	1.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	266,500	1.59
佐藤　三男	263,160	1.57

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	6 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大谷　真	他の会社の出身者					△						
阿江　勉	他の会社の出身者					△			△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

大谷　真	○	大谷真氏は、2003年まで当社グループの主要販売先である株式会社日立製作所の業務執行者でありました。株式会社日立製作所と当社グループの間には、年間2,058百万円、販売シェア10.9%（平成30年（2018年）6月期）の販売取引が存在しております。	【社外取締役としての選任理由】 大谷真氏は、情報サービス業界の企業の要職を経て、情報工学科の大学教授を務められた経験から、当社事業における高い見識とソフトウェア開発技術分野における高度な専門知識を有しております。 当社は、同氏がこれらの経験と見識を活かして、当社の業務執行の監督を行うに適任であると判断しております。また、独立した客観的な立場から株主をはじめとしたステークホルダーの視点を踏まえたご意見をいただくことで、より透明性の高い経営の実現に寄与するものと判断し社外取締役候補者といたしました。 【独立役員としての指定理由】 同氏が株式会社日立製作所を退職した後、同氏と当社グループとの間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがない者として独立性が確保されていると判断したためです。
阿江　勉	○	阿江勉氏は、1994年まで当社グループの主要販売先である株式会社エヌ・ティ・ティ・データの業務執行者でありました。株式会社エヌ・ティ・ティ・データと当社グループの間には、年間1,554百万円、販売シェア8.2%（平成30年（2018年）6月期）の販売取引が存在しております。 また、同氏と当社は2014年3月から2015年6月まで、主に営業企画に関するコンサルタント業務について顧問契約を締結しておりましたが、その対価としての報酬額は小額のため概要の記載を省略いたします。	【社外取締役としての選任理由】 阿江勉氏は、当社と同業界の企業経営を経て、経営者としての豊富な経験と実績及び高い見識を有しております。 当社は、同氏がこれらの経験と見識を活かして、当社の業務執行の監督を行うに適任であると判断しております。また、独立した客観的な立場から株主をはじめとしたステークホルダーの視点を踏まえたご意見をいただくことで、より透明性の高い経営の実現に寄与するものと判断し社外取締役候補者といたしました。 【独立役員としての指定理由】 同氏が株式会社エヌ・ティ・ティ・データを退職した後、当社取締役就任後は、同氏と当社グループとの間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがない者として独立性が確保されていると判断したためです。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

【監査役と会計監査人の連携状況】
会計監査人が実施した監査結果については、監査役同席の場で報告されており、その他の情報交換も随時行っております。
【監査役と内部監査部門との連携状況】
内部監査の結果は監査役にも報告されており、適時意見交換を行いながら監査効率および監査効果の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
齊藤　實	他の会社の出身者										△			
田邊　仁一	他の会社の出身者							△						
松尾　俊博	他の会社の出身者							△						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
齊藤　實	○	斉藤實氏は、2009年まで当社グループの取引先である東洋証券株式会社の取締役副社長でありました。東洋証券株式会社と当社グループの間には、通常条件による取引以外の関係はなく、取引金額も小額のため概要の記載を省略いたします。	【社外監査役としての選任理由】 齊藤實氏は、東洋証券株式会社取締役副社長を務めた経験から、経営に関する幅広い見識を有しております。 当社は、同氏がこれらの経験と見識を活かして、取締役の職務執行の監査を行うに適任であると判断しております。また、独立した客観的な立場から株主をはじめとしたステークホルダーの視点を踏まえたご意見をいただくことで、より透明性の高い経営の実現に寄与するものと判断し社外監査役候補者といたしました。 【独立役員としての指定理由】 同氏が東洋証券株式会社を退任した後、同氏と当社グループとの間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがない者として独立性が確保されていると判断したためです。
田邊　仁一	○	田邊仁一氏は、2010年まで当社グループの主要販売先である株式会社エヌ・ティ・ティ・データの業務執行者でありました。株式会社エヌ・ティ・ティ・データと当社グループの間には、年間1,554百万円、販売シェア8.2%（平成30年（2018年）6月期）の販売取引が存在しております。 また、同氏は2013年6月まで、株式会社エヌ・ティ・ティ・データの子会社である株式会社JSOLの業務執行者であり、また、2016年6月まで、株式会社エヌ・ティ・ティ・データの子会社であるエヌ・ティ・ティ・データ・マネジメント・サービス株式会社の業務執行者でありました。両社と当社グループの間には、通常条件による取引以外の関係はなく、取引金額も小額のため概要の記載を省略いたします。	【社外監査役としての選任理由】 田邊仁一氏は、当社と同業界の企業経営を経て、経営者としての豊富な経験と実績及び高い見識を有しております。 当社は、同氏がこれらの経験と見識を活かして、取締役の職務執行の監査を行うに適任であると判断しております。また、独立した客観的な立場から株主をはじめとしたステークホルダーの視点を踏まえたご意見をいただくことで、より透明性の高い経営の実現に寄与するものと判断し社外監査役候補者といたしました。 【独立役員としての指定理由】 同氏が株式会社エヌ・ティ・ティ・データを退職した後、同氏と当社グループとの間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがない者として独立性が確保されていると判断したためです。

松尾　俊博	○	松尾俊博氏は、2007年まで当社グループの主要販売先である株式会社日立製作所の業務執行者でありました。株式会社日立製作所と当社グループの間には、年間2,058百万円、販売シェア10.9%（平成30年（2018年）6月期）の販売取引が存在しております。	【社外監査役としての選任理由】 松尾俊博氏は、当社と同業界の企業の要職を歴任されており、情報システムに関する高い見識と経験を有しております。 当社は、同氏がこれらの経験と見識を活かして、取締役の職務執行の監査を行うに適任であると判断しております。また、独立した客観的な立場から株主をはじめとしたステークホルダーの視点を踏まえたご意見をいただくことで、より透明性の高い経営の実現に寄与するものと判断し社外監査役候補者といたしました。 【独立役員としての指定理由】 同氏が株式会社日立製作所を退職した後、同氏と当社グループとの間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがない者として独立性が確保されていると判断したためです。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

当社は、経営陣（取締役、執行役員）の報酬について一部業績連動の賞与基準を設けております。また、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めるため、役員持株会制度を採用しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書にて、全取締役の年間報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

本報告書の［コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示］の［原則3－1］（3）をご参照ください。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役の補佐は経営企画部が、社外監査役の補佐は法務・監査室が行います。社外取締役・社外監査役が各々の責務を果たすために必要な情報については、補佐担当部署が提供し、いつでも参照できる運用としております。また、その他必要な情報等がある場合は、社外取締役・社外監査役より関連部署に対し、いつでも情報提供を求めることができる体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、経営上の業務執行の基本事項および重要事項について意思決定するとともに、取締役および執行役員会の業務執行を監督しております。取締役会は定例として月1回開催するほか、必要あるときに臨時に開催しております。取締役候補者は、取締役会の推薦をもって、決定しております。

執行役員会は、業務執行上の重要な事項を承認し、業務の執行状況について報告を受けております。また、重要事項の承認、取締役会の諮問に基づく事項についての協議・答申を行っております。執行役員会は、社長執行役員、常務執行役員、上席執行役員、執行役員および監査役をもって構成され、原則として月1回開催しております。

監査役は、取締役の職務の執行状況を監視・監督し、監査役会において協議並びに決議を行い、必要に応じて、取締役会に報告しております。監査役会は、定例として月1回開催するほか、必要あるときに臨時に開催しております。

内部監査は法務・監査室が行っております。会計監査につきましては、あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けておりますが、当社と当該監査法人との間に利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社においては、取締役7名のうち2名の社外取締役は、独立した客観的立場から取締役の業務執行を監督しており、監査役3名全員は、独立した客観的立場から取締役の職務執行を監査しております。これらのことにより、業務の適正は確保されているとの考えから、現在のガバナンス体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	2018年においては、9月20日に株主総会を開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットでの議決権行使を実施しております。
その他	株主総会招集通知は9月4日に送付しております。これに先立ち、東京証券取引所への縦覧書類の提供及び、自社Webサイトへの掲載は招集通知発送日の7日前となる8月28日に行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算発表、本決算発表の直後に、アナリスト・機関投資家向けに説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	四半期決算短信、本決算短信、四半期報告書、有価証券報告書、決算説明会資料、株主通信、株主総会招集通知、決議通知を当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署として経営企画部を設けております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	気候変動キャンペーン「Fun to Share」に参加しております。 ワーク・ライフ・バランス活動に取組んでおり、厚生労働省の「次世代育成支援認定マーク（くるみんマーク）」、神奈川県の「神奈川県子ども・子育て支援推進事業者認証」、女性の活躍推進企業認定マーク「えるぼし（最高位）」を取得しております。 また、企業の社会的責任を果たし社会貢献活動を推進するため、身体に障がいのある方をサポートする介助犬を育成している「社会福祉法人 日本介助犬協会」への支援活動を行っています。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの基本方針

当社は「情報技術で人と社会にやさしい未来を創造します」を企業理念とし、下記の経営理念に基づいて企業活動を行う。
(1) 情報技術でお客様の発展に貢献します
(2) 世界に認められる技術や魅力ある製品の開発を目指します
(3) 環境の変化を先取りし、進化し成長します
(4) 社員の能力発現や自己実現への挑戦を支援します
(5) 効率的で透明性の高い経営に努めます

1．取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という）の取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、企業倫理・企業の社会的責任について示した「CIJグループ行動憲章」及び「CIJ グループ行動規範」、その他社内規程を定め、当社グループの取締役及び使用人はその内容を遵守する。
(2) 代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、コンプライアンス、リスク管理等の内部統制における課題の抽出、管理を行う機関として位置付ける。また、内部統制委員会の活動状況は定期的に取締役会に報告する。
(3) 取締役の任期は1年とし経営環境の変化に対応できるようにするとともに、取締役会は社外取締役を含む取締役から構成し、取締役会の公正性と透明性を確保する。なお、取締役の職務執行状況の報告と監督を行うため、取締役会は毎月1 回以上開催する。
(4) 業務執行部門から独立した当社の内部監査部門は、当社グループ全体の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
(5) 「公益通報者保護規程」等の社内規程に基づき、法令や企業倫理に反する行為等について会社内部における通報先または会社外部に通報した者に対し、当該通報をしたことを理由として不利な取扱いを行わないこととする。
(6) 当社グループの取締役及び使用人は、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1) 「文書管理規程」等の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）を適切に保存、管理する。
(2) 「情報セキュリティ基本方針」及び情報セキュリティマネジメントシステムに関する社内規程に基づき、情報を安全かつ適切に管理・利用するための体制を整備する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 「リスク管理規程」に基づき、代表取締役社長を統括責任者として、当社グループに重大な影響を及ぼすリスク全般の管理及びリスク発生時の対応を迅速かつ的確に行える体制を整備する。
(2) 「事業継続計画書」に基づき、自然災害等の不測の事態においても事業の継続を図る。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 「取締役会規程」等の社内規程に基づき、決裁権限を明確にし、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
(2) 執行役員制度を導入し、取締役会決定事項以外の重要事項の決定と執行を行わせることで、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、役割・責任の明確化、業務執行の迅速化を図る。

5．当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社は当社子会社の自主性を尊重しつつ、「関係会社管理規程」に基づき当社子会社を管理する。当社子会社の取締役は、その職務の執行に係る事項について当社に報告を行う。
(2) 当社から当社子会社への取締役・監査役の派遣、毎月1回定期的に開催する子会社社長会での業務報告・意見交換及び当社内部監査部門による定期的な監査によって、当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
(3) 法令を遵守し健全なグループ経営を行うため、当社子会社に対し当社と整合性をもった社内規程や各種マネジメント体制の整備を要請し、指導する。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人の必要性を認めた場合は、取締役と監査役がその設置について協議し、その人事については取締役と監査役が協議決定する。
(2) 監査役の職務を補助する使用人への監査業務に関する指揮命令権は監査役に属するものとする。

7．当社及び当社子会社の取締役・使用人等が監査役に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1) 取締役及び使用人は取締役会、執行役員会及び予算会議等において定期的に監査役に対し重要な職務の遂行状況を報告する。また、子会社の取締役及び使用人は子会社社長会等において定期的に監査役に対し重要な職務の遂行状況等を報告する。
(2) 「公益通報者保護規程」等の社内規程に基づき、当社グループの取締役及び使用人等から通報を受けた通報先は、その内容について遅滞なく監査役に報告することとする。また、当社グループは通報者に対し、当該通報をしたことを理由として不利な取扱いを行わないこととする。

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査役は代表取締役社長と定期的な意見交換の場を設け、適切な意思疎通を行う。また、監査役は内部監査部門及び会計監査人等との連携を図り、監査役の監査が実効的に行われることを確保する。
(2) 当社は監査役の職務の執行にあたり必要な費用について、監査役の請求等に従い処理を行う。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、反社会的な勢力・団体とはいかなる関係も持たず、毅然とした対応を維持してまいります。万が一、当社が反社会的勢力から接触を受けた場合には、ただちに警察等のしかるべき機関と連係し、組織的に対応します。

2．反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、「CIJグループ行動憲章」および「内部統制システム構築の基本方針」において、反社会的な勢力・団体とはいかなる関係も持たず、毅然とした対応をとる旨を定めております。また、「コンプライアンス基本規程」を制定し、役員および従業員の企業倫理、法令等の遵守を徹底します。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

1．適時開示に係る当社の基本姿勢

当社は、上場企業としての社会的責任を自覚し、お客様、株主様、社会等の様々な利害関係者の方々と強い信頼関係のもと透明性の高い会社経営に努めております。

投資判断に影響を及ぼす重要な会社情報の開示が極めて重要な責務であると認識し、お客様、株主様等との信頼関係を構築･維持するために、社内ルールに情報の伝達･開示に係る対応を詳細に定めることにより、従来から適時･適切な開示に取り組んでおります。

2．適時開示に係る社内体制等の状況

当社では、会社情報の開示に係る情報開示責任者（経営企画部長）を任命しております。経営企画部に集約された経営情報･財務情報等の重要な会社情報は、代表取締役社長、情報開示責任者、及び関連部署等でレビューいたします。

適時開示すべき情報は、必要に応じて法務･監査室のチェックを受け、顧問弁護士、監査法人、及び主幹事証券会社等から客観的な意見やアドバイスを頂き、取締役会または代表取締役への報告･承認を経て、速やかに外部に開示しております。

